

参 考 資 料

令和 8 年 9 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
認定第 1 号関係	令和 7 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第 2 号関係	令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 3 号関係	令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 4 号関係	令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 5 号関係	令和 7 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 6 号関係	令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 7 号関係	令和 7 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第 8 号関係	令和 7 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第 9 号関係	令和 7 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	4
報告第 10 号関係	令和 7 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告	6
報告第 11 号関係	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	7
議案第 80 号関係	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	11
議案第 81 号関係	寝屋川市基金条例の一部改正	21
議案第 82 号関係	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正	23

内 容		頁
議案第 83 号関係	寝屋川市景観条例の一部改正	25
議案第 84 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画国松地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	28
議案第 85 号関係	寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正	33
議案第 91 号関係	工事請負契約の締結（総合センター跡地整備工事（建築工事））	35
議案第 92 号関係	工事請負契約の締結（総合センター跡地整備工事（造園工事））	39
議案第 93 号関係	工事請負契約の締結（緑風園解体工事）	44
議案第 94 号関係	工事請負契約の変更（生涯学習（多機能）施設整備工事）	48
議案第 95 号関係	工事請負契約の変更（打上川治水緑地再整備工事）	49
議案第 96 号関係	財産の取得（市民交流中核施設の整備に係る備品）	50
議案第 97 号関係	財産の取得（災害時用備蓄物資（ダンボールベッド））	52
議案第 98 号関係	財産の取得（災害時用備蓄物資（衛生用品セット及び日用品セット））	54
議案第 99 号関係	財産の取得（投票用紙自動交付機）	57
議案第 100 号関係	財産の取得（塵芥収集車）	59
議案第 101 号関係	指定管理者の指定	62
議案第 102 号関係	令和 7 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	67

令和7年度 寝屋川市会計別決算状況

(単位:千円)

会 計 区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌年繰り 繰越す 繰越財源	実質収支額	前年度 実質収支額	単年度 収支額
一 般 会 計	106,916,475	105,389,357	1,527,118	232,688	1,294,430	1,248,678	45,752
国民健康保険特別会計	22,426,544	22,233,766	192,778	0	192,778	158,133	34,645
介護保険特別会計	25,461,110	25,182,694	278,416	0	278,416	172,285	106,131
後期高齢者医療特別会計	5,102,923	4,846,908	256,015	0	256,015	240,992	15,023
公共用地先行取得事業 特別会計	0	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計	79,501	71,421	8,080	0	8,080	6,802	1,278
合 計	159,986,553	157,724,146	2,262,407	232,688	2,029,719	1,826,890	202,829

〔根拠法令〕

地方自治法第233条第3項

令和7年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益の収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A－B	税 抜 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利益剰余金
令和7年度	5,575,913	5,415,504	160,409	△ 90,953	69,456	5,860,929

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A－B
令和7年度	571,895	1,569,521	△ 997,626

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

997,626千円は、建設改良積立金400,000千円、

消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,953千円、

損益勘定留保資金506,673千円で補てんした。

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

〔根拠法令〕

地方公営企業法第30条第4項

令和7年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益の収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A－B	税 抜 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利益剰余金
令和7年度	6,002,299	5,668,806	333,493	△ 100,252	233,241	1,536,620

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本の収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	資本の収入 A	資本の支出 B	差引 A－B
令和7年度	4,952,852	6,423,424	△ 1,470,572

(注) 資本の収入、資本の支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本の収入額（うち繰越財源297,300千円は除く。）が

資本の支出額に対し不足する額1,767,872千円は、

消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,252千円、

損益勘定留保資金1,667,620千円で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

(報告第 9 号関係)

令和7年度寝屋川市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績		績				比				較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			特 国 府 支 出 金	左 の 財 源 内 訳			特 国 府 支 出 金	左 の 財 源 内 訳				
					特 国 府 支 出 金	地 方 債	其 他		特 国 府 支 出 金	地 方 債	其 他		特 国 府 支 出 金	地 方 債	其 他		特 国 府 支 出 金	地 方 債	其 他						
8 教育費	5 社会教育費	国指定 史跡高 宮庭寺 跡整備 工事	令和 6	36,678,000	18,339,000	16,500,000	1,839,000	0	36,678,000	16,732,000	15,000,000	1,839,000	3,107,000	0	1,607,000	1,500,000	0	△ 3,107,000	0	△ 3,107,000					
			7	60,835,000	30,417,000	27,400,000	3,018,000	0	60,834,800	30,417,000	27,400,000	3,017,800	0	200	0	0	200	0							
			計	97,513,000	48,756,000	43,900,000	4,857,000	0	97,512,800	47,149,000	42,400,000	4,856,800	3,107,000	200	1,607,000	1,500,000	200	△ 3,107,000							
			令和 6	4,365,000	2,182,000	1,900,000	283,000	0	4,365,000	1,990,000	1,800,000	283,000	292,000	0	192,000	100,000	0	△ 292,000							
			7	5,249,000	2,624,000	2,300,000	325,000	0	5,249,000	2,624,000	2,300,000	325,000	0	0	0	0	0	0							
			計	9,614,000	4,806,000	4,200,000	608,000	0	9,614,000	4,614,000	4,100,000	608,000	292,000	0	192,000	100,000	0	△ 292,000							

令和7年度寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				績				比	較																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				左 の 財 定		財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 定		財 源 内 訳		年割額と 支出済額 の差	左 の 財 定			財 源 内 訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				特 国 府 支出金	地方債	その他	一般財源		特 国 府 支出金	地方債	その他	一般財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8 教育費	5 社会教育費	(仮称)こども専用図書館整備工事	令和6	24,616,000	円	18,400,000	円	24,616,000	円	6,216,000	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	

(根拠法令)
地方自治法施行令第145条第2項

令和7年度寝屋川市水道事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源			支 払 義 務 額	左 の 財 源			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源		
					国 庫 補 助 金	企 業 債 償 還 金	損 益 勘 定 留 保 金 等		国 庫 補 助 金	企 業 債 償 還 金	損 益 勘 定 留 保 金 等		国 庫 補 助 金	企 業 債 償 還 金	損 益 勘 定 留 保 金 等
1 資本的支出 1 建設改良費		明徳ポンプ場 送水ポンプ更 新工事	令和 5	円	0	38,100,000	円	円	0	0	円	円	0	38,100,000	円
			6	317,625,000	0	190,500,000	127,125,000	274,082,600	0	138,900,000	135,182,600	43,542,400	0	51,600,000	△ 8,057,600
			7	254,100,000	0	152,400,000	101,700,000	162,763,700	0	98,200,000	64,563,700	91,336,300	0	54,200,000	37,136,300
			計	635,250,000	0	381,000,000	254,250,000	436,846,300	0	237,100,000	199,746,300	198,403,700	0	143,900,000	54,503,700

〔根拠法令〕
地方公営企業法施行令第18条の2第2項

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

(根拠法令)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

[実質赤字比率とは、一般会計等（いわゆる普通会計）の
実質収支額の標準財政規模に対する比率。]

(単位：千円、％)		
会 計 名	実質収支額	
一 般 会 計	1, 294, 430	
一般会計等 公共用地先行取得事業特別会計		0
母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計		0
計	1, 294, 430	
標準財政規模	52, 686, 069	
実 質 赤 字 比 率	—	(△ 2. 45)

※ 1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

※ 1

(2) 連結実質赤字比率

[連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額（企業会計は資金不足・剰余額）の標準財政規模に対する比率。]

(単位：千円、％)		
会 計 名	実質収支額及び 資金不足・剰余額	
一 般 会 計	1, 294, 430	
一般会計等 公共用地先行取得事業特別会計		0
母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計		0
一般会計等以外 国民健康保険特別会計	192, 778	
介護保険特別会計	278, 416	
後期高齢者医療特別会計	256, 015	
水道事業会計	5, 888, 715	
下水道事業会計	2, 865, 426	
計	10, 775, 780	
標準財政規模	52, 686, 069	
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	(△ 20. 45)

※ 2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額がないため「—」と表示。

※ 2

(3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財
政規模に対する比率。〕

	①		②	③		実質公債費比率 (単年度) $\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}-\text{③}} \times 100$	実質公債費比率 (3か年平均)
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む) ※3 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕		標準財政規模	地方債の償還に對して 交付税算入された額 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕			
令和5年度	4,925,745		50,381,673	5,990,739		△ 2.39913	△ 1.9
令和6年度	4,665,701		51,273,201	5,348,603		△ 1.48701	
令和7年度	4,380,106		52,686,069	5,252,969		△ 1.84020	

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

(4) 将来負担比率

[将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。]

将来負担額								(単位：千円)
地方債現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業会計及び一 部事務組合等の公債 費に対する一般会計 の負担見込額	退職 負担見込額	職 手当 見込額	設 立 法 人 の 債 担 見 込 額 (損失補償債務等)	連 結 実 質 赤 字 額	将来負担額 合 計 ①	
62,672,653	0	15,800,353		5,819,019	2,236	0	84,294,261	

充当可能財源等			(単位：千円)
充当可能基金	充当可能財源 (都市計画税等)	基準財政需要額 算入見込額	充当可能財源等 合計 ②
41,008,673	22,708,398	67,524,227	131,241,298

将来負担比率			(単位：千円)
標準財政規模 ③	地方債の償還に對して当該年度に交付税算入された基準財政需要額 ④	将来負担比率 (%) $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}} \times 100$	
52,686,069	5,252,969	(△98.9)	※4

※4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「一」と表示。

2 資金不足比率

[資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。]

(1) 水道事業会計

(1) 水道事業会計					(単位：千円)			
流動負債	控除額	流動資産	控除財源		解消可能 資金不足額	資金不足額 剰余額 (①-②) - (③-④) -⑤)-⑤-⑥=⑦	事業規模	資金不足比率 (%) ⑦/⑧×100
			控除	財源				
①	②	③	④	⑤	⑥		⑧	
1,262,529	480,411	6,685,769	0	14,936	0	△ 5,903,651	3,031,786	— (△194.7)
※ 1								

※1

(2) 下水道事業会計

(2) 下水道事業会計									(単位：千円)
流動負債	控除額	流動資産	控除財源		控除額	解消可能 資金不足額	資金不足額 剰余額 (①-②)-(③-④) -⑤)-⑤-⑥=⑦	事業規模 ⑧	資金不足比率 (%) ⑦/⑧×100
			控除財源	④					
①	②	③	④	⑤	⑥				
5,979,582	4,297,690	4,844,618	297,300	0	0	△ 2,865,426		4,623,443	— (△61.9)
									※ 1

※1

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正

1 改正理由

公務員の労働市場における人材の流動化が進展する中、将来にわたり持続可能な組織体制を確保することを目的に、定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例を見直す等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（第5条の3、附則第13項～附則第17項関係）

退職日の属する年度の末日における年齢が45歳以上であって、勤続期間が20年以上であり、その者の非違によることなく、市長の承認を得て退職した者を、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例適用の対象外とする。

- (2) 職員が退職した後に再び職員となった場合における退職手当の特例（改正後の第20条関係）

本市再チャレンジ制度を活用した復職者（以下「再採用職員」という。）に対する退職手当に係る在職期間について、後の再採用職員としての在職期間を先の職員としての在職期間に引き続いたものとみなし、その合算された在職期間に基づく退職手当の額から先の退職手当の額を控除して得た額を、再採用職員が退職した場合における退職手当の額とする。

- (3) 附則

ア 施行期日

令和10年4月1日。ただし、(2)は令和8年10月1日から施行する。

イ 経過措置

(1)の規定は、令和10年4月1日以後に退職した場合における定年前早期退職者に対する退職手当について適用し、(2)の規定は、令和8年10月1日以後

に退職した場合における再採用職員に対する退職手当について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例

No.1

改 正 案		現 行	
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号 に規定する者のうち、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する 第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄各号(第1号を除く。)に規定する者のうち、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
第5条第1項	退職日給料月額	第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき、100分の3(退職の日において定められている

改正案	現行								
<table border="1"> <tr> <td></td><td>その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td><td>その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)
	その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額								
(略)	(略)								
	その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額								
(略)	(略)								
(職員が退職した後に再び職員となつた場合における退職手当の特例) 第20条 職員のうち、退職(当該退職が第11条第1号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員は法第28条第4項の規定による失職に該当する場合を除く。)をしたことによりこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある者(前条第2項に規定するときにあって、同項に規定する職員以外の地方公務員等に対する退職手当についての規定による退職手当の支給を受けたことがある者を含む。)であつて、市長の定めるところにより、市長が定める要件に該当すること を条件として再び職員となつたもの(以下この条において「再採用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、後の再採用職員としての退職について第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の4まで	(新設)								

改 正 案	現 行
(これらの規定の特例を定める規定を含む。)の規定を適用して計算した額にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。 (1) 当該再採用職員に対する第2条の4の規定による退職手当に係る第7条第1項の規定による在職期間の計算について、後の再採用職員としての在職期間(職員以外の地方公務員等が引き続き再採用職員となつた場合にあつては、同条第6項ただし書に規定するときを除き、当該職員以外の地方公務員等として引き続きいた在職期間を含むものとする。)を先の職員としての在職期間(前条第2項に規定するときにあつては、当該職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間とする。)に引き続きいたものとみなして計算した場合におけるその者に対する退職手当の額 (2) 当該再採用職員が支給を受けた先の退職手当(先の職員としての退職に係る退職手当をいう。次項において同じ。)の額(前条第2項に規定するときにあつては、当該職員以外の地方公務員等として退職したことにより支給を受けた退職手当の額) 2. 前項の規定は、再採用職員としての退職前に、先の退職手当に関し、第14条第1項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は第15条第1項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたとき、その他規則で定めるときは、適用	

改正案	現行
<u>しない。</u> 3 前2項に定めるもののほか、再採用職員に対する退職手当 に關し必要な事項は、市長が定める。 第21条 (略) 附 則 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。 (削る) (削る)	第20条 (略) 附 則 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。 13 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄第3号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第2項第1号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年と退職の日の属する年度」とあるのは、「定年（附則第11項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日の属する年度」とする。 14 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄第3号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者で

改正案	現行						
13 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているそ	あつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。 <table border="1" data-bbox="798 255 1082 1070"> <tr> <td>附則第11項各号に掲げる職員以外の職員</td><td>60歳</td></tr> <tr> <td>附則第11項第1号に掲げる職員</td><td>65歳</td></tr> <tr> <td>附則第11項第2号に掲げる職員</td><td>規則で定める年齢</td></tr> </table> 15 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄(第1号を除く。)に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているそ	附則第11項各号に掲げる職員以外の職員	60歳	附則第11項第1号に掲げる職員	65歳	附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢
附則第11項各号に掲げる職員以外の職員	60歳						
附則第11項第1号に掲げる職員	65歳						
附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢						

改 正 案		現 行						
の者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		の者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。						
<table><tr><td>附則第11項各号に掲げる職員 以外の職員</td><td>60歳</td></tr><tr><td>附則第11項第1号に掲げる職員</td><td>65歳</td></tr><tr><td>附則第11項第2号に掲げる職員</td><td>規則で定める年齢</td></tr></table>		附則第11項各号に掲げる職員 以外の職員	60歳	附則第11項第1号に掲げる職員	65歳	附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢	(新設)
附則第11項各号に掲げる職員 以外の職員	60歳							
附則第11項第1号に掲げる職員	65歳							
附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢							
14 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「 <u>附則第13項</u> の表の左欄に掲げる職員の区分ごとと同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職		16 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて <u>附則第14項</u> の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「 <u>附則第14項</u> の表の左欄に掲げる職員の区分ごとと同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職						

改正案	現行
の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 15 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて附則第13項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表 第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 17 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第20条を第21条とし、第19条の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の3及び附則第13項の	

改 正 案	現 行
規定は、同条及び同項に規定する者がこの条例の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当について適用し、この条例による改正前の寝屋川市職員の退職手当に関する条例第5条の3及び附則第15項に規定する者が同日前に退職した場合におけるその者に対する退職手当については、なお従前の例による。 3 新条例第20条の規定は、同条第1項に規定する再採用職員（以下「再採用職員」という。）が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当について適用し、再採用職員が同日前に退職した場合におけるその者に対する退職手当については、なお従前の例による。	

(議案第 81 号関係)

寝屋川市基金条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川市くらし・笑顔創生基金を廃止するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 基金の廃止（別表関係）

寝屋川市くらし・笑顔創生基金を廃止する。

(2) 附則

施行期日 令和 9 年 8 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市基金条例

No.1

改 正 案		現 行	
別表（第1条、第6条関係）		別表（第1条、第6条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(1)～(13) (略)	(略)	(1)～(13) (略)	(略)
(削る)		(14) <u>寝屋川市くらし・笑顔創 生基金</u>	<u>現在から将来にわたる市民 福祉の向上及び人口減少へ の対応を目的とした事業等 の資金に充てゐるため</u>
(14)～(17) (略)	(略)	(15)～(18) (略)	(略)
附 則 この条例は、令和9年8月1日から施行する。			

(議案第 82 号関係)

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

1 改正理由

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の改正により、引用する同法の条項が移動することに伴い、所要の規定の整理等を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 事業系一般廃棄物の処理等（第 20 条、第 29 条関係）

引用する『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の条項を改める等の規定の整理を行う。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

No.1

改正案	現行
(事業系一般廃棄物の処理) 第20条 (略) 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第4項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等その種類ごとに生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。 3・4 (略) (一般廃棄物処理等の委託) 第29条 (略) 2 前項に規定する委託をする場合は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条</u>又は第6条の2に定めるところによる。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	(事業系一般廃棄物の処理) 第20条 (略) 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等その種類ごとに生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。 3・4 (略) (一般廃棄物処理等の委託) 第29条 (略) 2 前項に規定する委託をする場合は、<u>政令第4条</u>又は第6条の2に定めるところによる。

寝屋川市景観条例の一部改正

1 改正理由

『景観法』の改正（『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）』）に伴い、引用する条項の規定の整理等を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 条例で定める届出を要しない行為等（第 12 条、第 20 条関係）

引用する『景観法』の条項を改める。

(2) 寝屋川市景観審議会（第 26 条関係）

「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める等の規定の整理を行う。

(3) 附則

施行期日

『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）』
の施行の日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市景観条例

No.1

改 正 案	現 行
(条例で定める届出を要しない行為) 第12条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) (既存の建築物等に対する措置の求め) 第20条 市長は、景観計画区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、法第8条第2項第2号に規定する行為の制限に関する事項に準じて、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。 (寝屋川市景観審議会) 第26条 (略) 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項を審議する。 (1) 景観協定の締結、変更又は廃止に関する事項 (2) 景観整備推進法人の指定又は取消しに関する事項 (3)・(4) (略) 3～5 (略)	(条例で定める届出を要しない行為) 第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) (既存の建築物等に対する措置の求め) 第20条 市長は、景観計画区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、法第8条第2項第3号に規定する行為の制限に関する事項に準じて、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。 (寝屋川市景観審議会) 第26条 (略) 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項を審議する。 (1) 法第81条に規定する景観協定の締結、変更又は廃止に関する事項 (2) 法第92条に規定する景観整備機構の指定又は取消しに関する事項 (3)・(4) (略) 3～5 (略)

改 正 案	現 行
附 則 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。	

寝屋川市における東部大阪都市計画国松 地区地区計画の区域内における建築物等 に関する条例の制定

1 制定理由

国松地区において、『都市計画法』に基づき地区計画を定めたところ、『建築基準法』の規定に基づき、当該地区計画で定めた一定の事項について、条例上の制限として定めるため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 適用区域（第3条関係）

本条例の適用を受ける区域は、国松地区地区計画の区域とする。

(2) 建築物の用途に関する制限（第4条関係）

地区計画の区域には、次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

ア 一戸建て専用住宅

イ 一戸建て兼用住宅

ウ 学校（大学等を除く。）、図書館等

エ 保育所

オ 診療所

カ 公益上必要な建築物（公園に設けられる公衆便所又は休憩所等）

キ アからカの建築物に附属するもの（自動車車庫で2階以上の部分にあるもの、15平方メートル以上の畜舎等を除く。）

(3) 建築物の各部分の高さの最高限度（第5条関係）

建築物の各部分の高さは、10メートルを超えてはならない。

(4) 壁面の位置に関する制限（第6条関係）

建築物の壁又はこれに代わる柱等の面から道路の境界線までの距離は、1

メートル以上でなければならない。ただし、自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが 2.3 メートル以下であるもの、壁を有しない自動車車庫、建築物の敷地が二以上の前面道路に接する場合において、一の道路に面する壁面の位置が 1 メートル以上である場合における他の道路に面する建築物の部分については適用しない。

(5) 建築物の敷地面積に関する制限（第 7 条関係）

建築物の敷地面積は、原則として 120 平方メートル以上でなければならない。

(6) 既存の建築物に対する制限の緩和（第 8 条関係）

既存の建築物に関し、増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における、(2)の「建築物の用途に関する制限」、(3)の「建築物の各部分の高さの最高限度」、(4)の「壁面の位置に関する制限」の一定の緩和について定める。

(7) 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置（第 9 条関係）

建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)から(5)までを適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)から(5)までを適用しない。

(8) 公益上必要な建築物等の特例（第 10 条関係）

ア 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの等については、(2)から(5)までは適用しない。

イ 当該許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会への意見の聴取等を行わなければならない。

(9) 罰則（第 11 条関係）

(2)から(5)までに違反した場合における当該建築物の建築主等は、20 万円以下の罰金に処する。

(10) 委任（第 12 条関係）

本条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

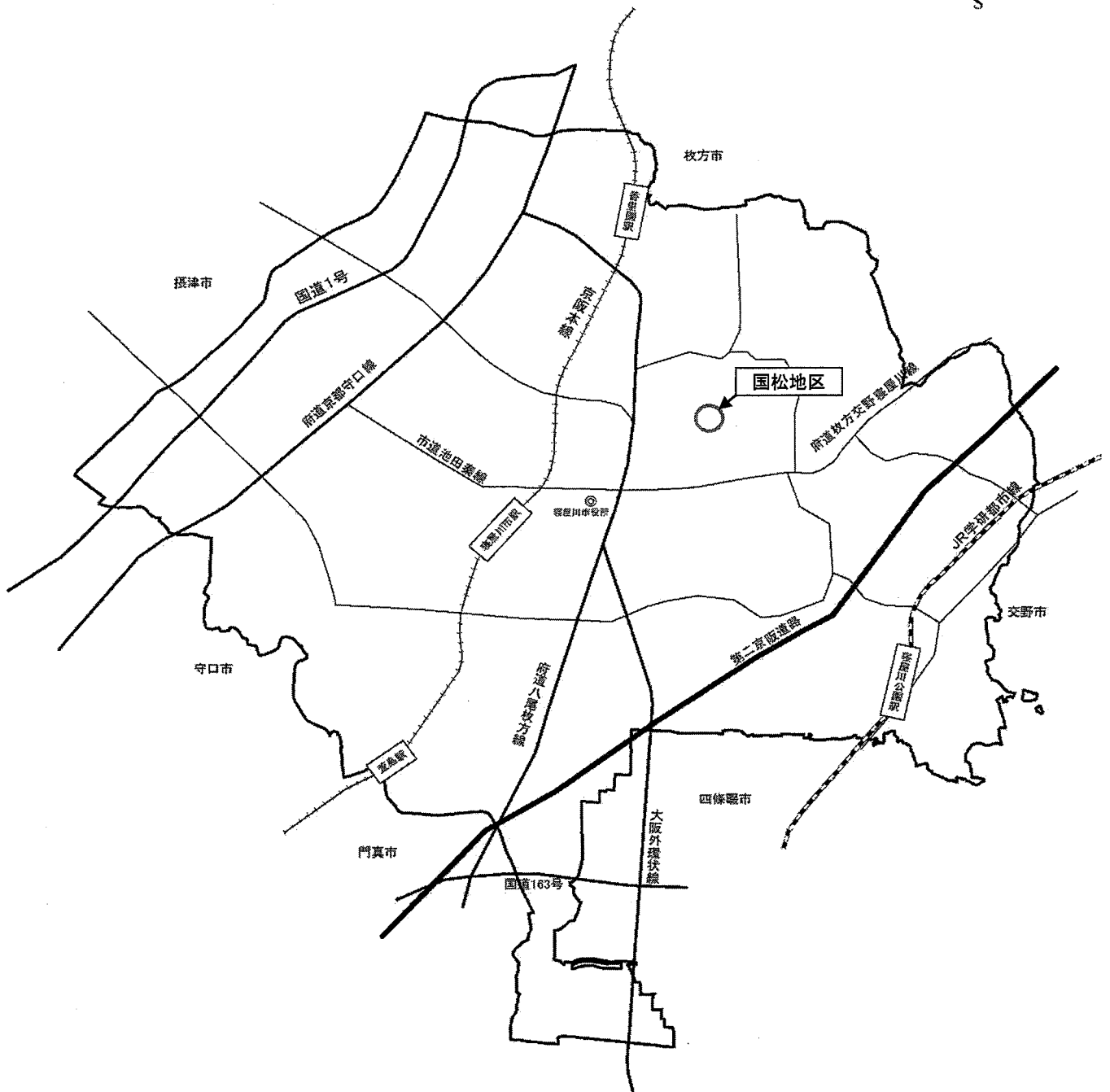
(11) 附則

施行期日 令和 8 年 10 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

位置図





寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般路線バスの運賃が改定されることに伴い、市域内における利用者の公平性の観点から当該運賃に合わせ、コミュニティバスの使用料を改定するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 使用料（別表関係）

使用料を次のとおり改定する。

	改 正 案	現 行
区 分	金 額	金 額
大 人	1 人 1 乗車につき、 <u>270円</u>	1 人 1 乗車につき、 <u>250円</u>
小 児・幼 児	1 人 1 乗車につき、 <u>140円</u>	1 人 1 乗車につき、 <u>130円</u>

(2) 附則

施行期日 令和 8 年 12 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例

No.1

改正案		現行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区分	金額	区分	金額
大人	1人1乗車につき、 <u>270円</u>	大人	1人1乗車につき、 <u>250円</u>
小児・幼児	1人1乗車につき、 <u>140円</u>	小児・幼児	1人1乗車につき、 <u>130円</u>
備考 1～3（略）		備考 1～3（略）	
附則 この条例は、令和8年12月1日から施行する。			

(議案第 91 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 総合センター跡地整備工事 (建築工事)

入札参加者等

(単位: 円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	昌栄建設株式会社	408,000,000	落札	448,800,000
(2)	株式会社中井工務店		辞退	

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

〔 予定価格等 〕

予定価格

454,742,200 円 (内消費税及び地方消費税の額 41,340,200 円)

低入札価格調査基準価格

418,361,900 円 (内消費税及び地方消費税の額 38,032,900 円)

経 過

令和 8 年 4 月 3 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 4 月 6 日) 令和 8 年 4 月 9 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 5 月 29 日) 令和 8 年 6 月 1 日	入札
令和 8 年 6 月 2 日	開札
令和 8 年 6 月 16 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

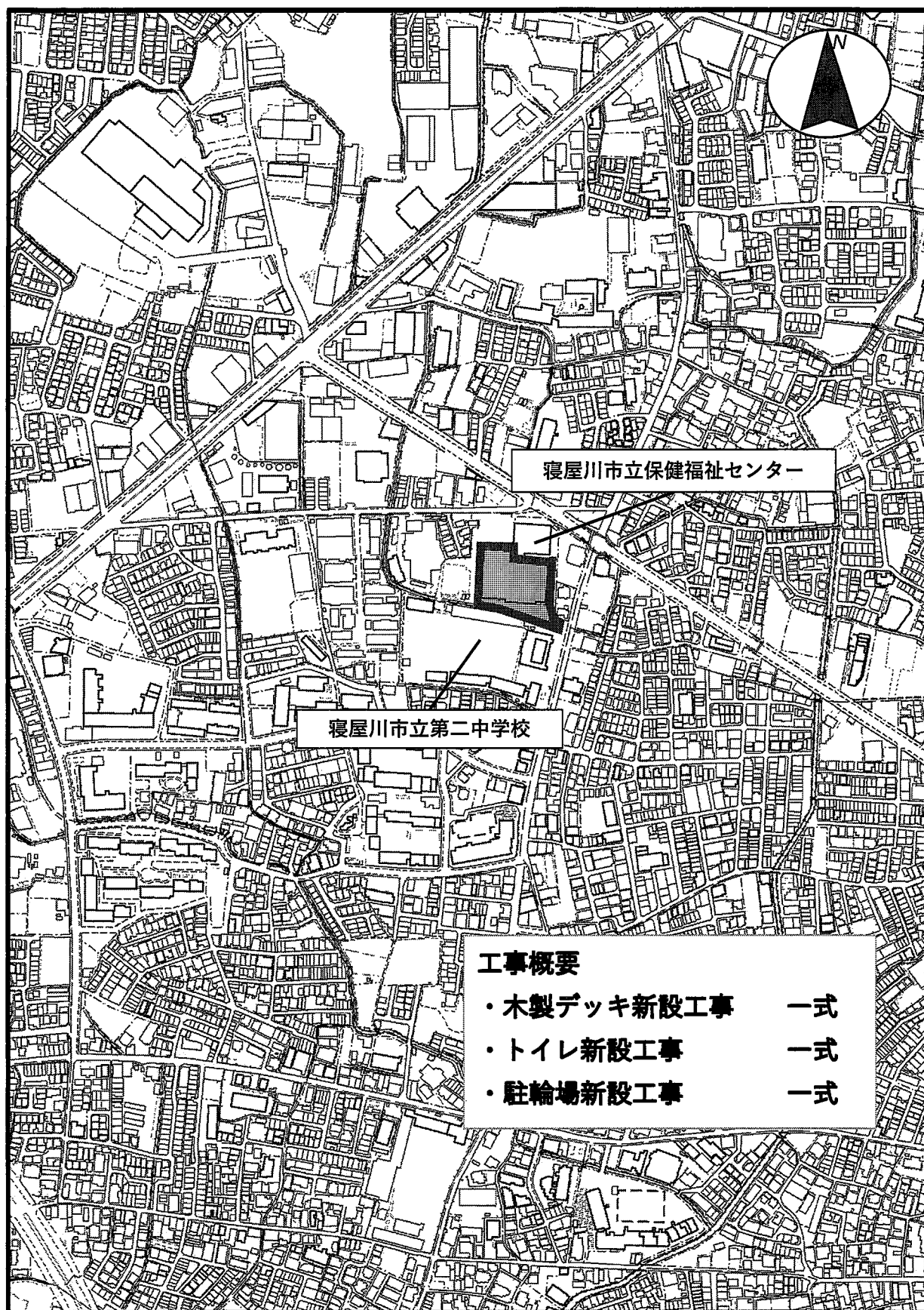
地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

「総合センター跡地整備工事(建築工事)」工程表

		令和8年度						
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体工程								
木製デッキ新設工事								
トイレ新設工事								
駐輪場新設工事								
検査								

「総合センター跡地整備工事(建築工事)」位置図



総合センター跡地整備工事

寝屋川市立保健福祉センター

植栽工事

施設整備工事

木製デッキ新設工事

グラウンド・コート整備工事

駐輪場新設工事

立体駐車場

トイレ新設工事

植栽工事

寝屋川市立第二中学校

建築工事概要
 ・木製デッキ新設工事 一式
 ・トイレ新設工事 一式
 ・駐輪場新設工事 一式

造園工事概要
 ・植栽工事 一式
 ・施設整備工事 一式
 ・グラウンド・コート整備工事 一式

(議案第 92 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 総合センター跡地整備工事 (造園工事)

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	近鉄造園土木株式会社	212, 109, 000	無効	
(2)	株式会社グリーンプランニング	213, 900, 000		
(3)	京阪園芸株式会社	212, 109, 000	無効	
(4)	株式会社昭和造園土木	212, 109, 000	無効	
(5)	株式会社スポーツテクノ和広 大阪支店	212, 109, 000	無効	
(6)	株式会社タイキ	212, 086, 000	無効	
(7)	株式会社庭樹園	212, 488, 000	無効	
(8)	長谷川体育施設株式会社 関西支店	212, 109, 000	無効	
(9)	阪神園芸株式会社 大阪支店	212, 109, 000	無効	
(10)	株式会社富士グリーンテック 西日本支店	212, 621, 000	落札	233, 883, 100
(11)	株式会社理研グリーン 大阪支店	212, 109, 000	無効	

〔 予定価格等 〕

予定価格

255, 764, 300 円 (内消費税及び地方消費税の額 23, 251, 300 円)

最低制限価格

233, 740, 100 円 (内消費税及び地方消費税の額 21, 249, 100 円)

經 過

令和 8 年 4 月 3 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 4 月 6 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 4 月 9 日	
令和 8 年 5 月 29 日)	入札
令和 8 年 6 月 1 日	
令和 8 年 6 月 2 日	開札
令和 8 年 6 月 16 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

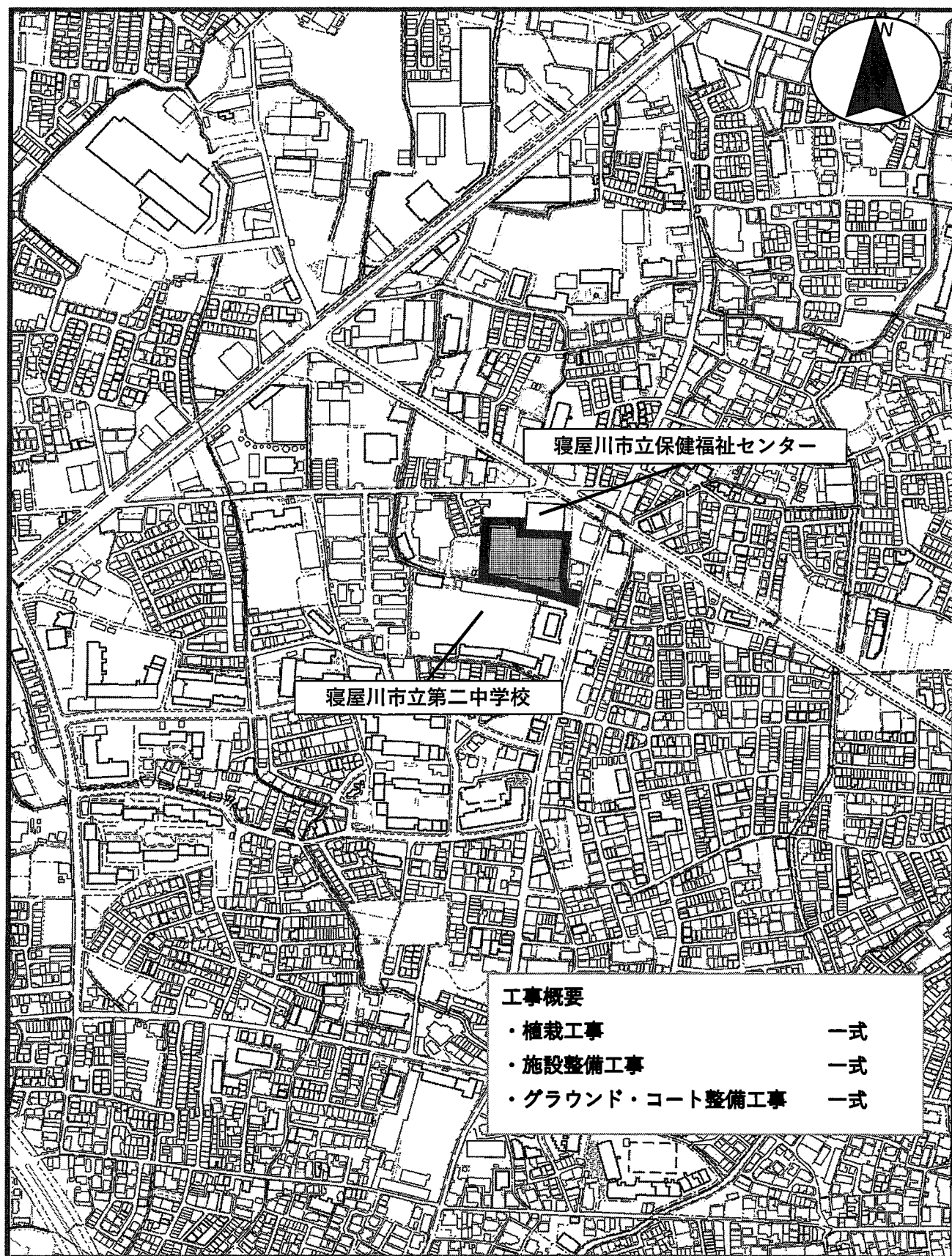
地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

「総合センター跡地整備工事(造園工事)」工程表

		令和8年度						
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体工程								
植栽工事	植栽工							
施設整備工事	給水設備工							
	園路広場整備工							
	遊戯施設整備工							
	管理施設整備工							
グラウンド・コート整備工事	グラウンド・コート舗装工							
	グラウンド・コート柵工							
検査								

「総合センター跡地整備工事(造園工事)」位置図



総合センター跡地整備工事

寝屋川市立保健福祉センター

植栽工事

施設整備工事

木製デッキ新設工事

グラウンド・コート整備工事

駐輪場新設工事

立体駐車場

トイレ新設工事

植栽工事

寝屋川市立第二中学校

建築工事概要

- ・木製デッキ新設工事 一式
- ・トイレ新設工事 一式
- ・駐輪場新設工事 一式

造園工事概要

- ・植栽工事 一式
- ・施設整備工事 一式
- ・グラウンド・コート整備工事 一式

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 緑風園解体工事

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	青木あすなろ建設株式会社 大阪本店		辞退	
(2)	株式会社浅沼組 大阪本店	1,022,000,000		
(3)	五洋建設株式会社 大阪支店	1,292,000,000		
(4)	東洋建設株式会社 大阪本店	745,000,000	落札	819,500,000
(5)	株式会社前田産業 大阪支店	1,140,000,000		

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

〔最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。〕

〔 予 定 価 格 等 〕

予定価格

1,600,485,700 円 (内消費税及び地方消費税の額 145,498,700 円)

低入札価格調査基準価格

1,472,446,800 円 (内消費税及び地方消費税の額 133,858,800 円)

経 過

令和 8 年 4 月 3 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 4 月 6 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 4 月 9 日	
令和 8 年 6 月 12 日)	入札
令和 8 年 6 月 15 日	
令和 8 年 6 月 16 日	開札
令和 8 年 8 月 3 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

「緑風園解体工事」工程表

	令和8年度										令和9年度										令和10年度			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
一般仮設工事																								
ダイオキシン類仮設工事																								
除染工事																								
設備解体工事																								
構造物解体工事 (建屋解体撤去)																								
構造物解体工事 (杭撤去)																								
外構解体工事																								
整地工事																								
廃棄物運搬 廃棄物処理																								
各種調査																								
検査																								

(議案第 94 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 生涯学習（多機能）施設整備工事

変更事項

契約金額

変 更 前 金 726, 000, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 66, 000, 000 円)

変 更 後 金 781, 495, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 71, 045, 000 円)

※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰等に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」*を適用して、契約金額を増額するものである。

* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。(請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている(同条第7項本文)。)

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 95 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 打上川治水緑地再整備工事

変更事項

契約金額

変 更 前 金 607, 200, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 55, 200, 000 円)

変 更 後 金 665, 231, 600 円
(内消費税及び地方消費税の額 60, 475, 600 円)

※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰等に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」*を適用して、契約金額を増額するものである。

* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。(請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている(同条第7項本文)。)

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 96 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 市民交流中核施設の整備に係る備品

内 訳

別紙 (51 ページ)

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	石元商事株式会社	21,840,000	落札	24,024,000

経過

令和 8 年 5 月 13 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 5 月 26 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 6 月 3 日	
令和 8 年 6 月 8 日)	入札
令和 8 年 6 月 15 日	
令和 8 年 6 月 16 日	開札
令和 8 年 6 月 26 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

別紙

【内訳】

設置場所	品名	数量	単位	規格
ホール 会議室 1・2	テーブル	77	台	幅1800mm×奥行450mm×高さ700mm 幕板付
会議室 3 ギャラリー	テーブル	9	台	幅1500mm×奥行450mm×高さ700mm 幕板付
会議室 1	テーブル	30	台	幅1463mm×奥行650mm×高さ700mm
会議室 4	テーブル	10	台	幅600mm×奥行450mm×高さ720mm
ホール	椅子 (パウダーブルー)	54	脚	幅505mm×奥行570mm×高さ785mm (座面 の高さ455mm)
ホール	椅子 (デニムブルー)	54	脚	幅505mm×奥行570mm×高さ785mm (座面 の高さ455mm)
ホール	椅子 (ナイトブルー)	54	脚	幅505mm×奥行570mm×高さ785mm (座面 の高さ455mm)
会議室 1・2・3・4 ギャラリー 3	椅子 (ミディアムグレー)	74	脚	幅500mm×奥行530mm×高さ790mm (座面 の高さ450mm)
会議室 1・2・3・4	椅子 (グレープ)	69	脚	幅500mm×奥行530mm×高さ790mm (座面 の高さ450mm)
音楽室	椅子 (ブラック)	15	脚	幅500mm×奥行530mm×高さ790mm (座面 の高さ450mm)
音楽室	椅子 (ホワイト)	15	脚	幅500mm×奥行530mm×高さ790mm (座面 の高さ450mm)
軽運動室 ミーティングルーム	折り畳み椅子	14	脚	幅470mm×奥行465mm×高さ730mm (座面 の高さ425mm)
倉庫 3	椅子用台車	7	台	幅565mm×奥行850mm×高さ750mm 積載時：幅565mm×奥行970mm×高さ 1840mm
倉庫 3	椅子用台車	3	台	幅670mm×奥行960mm×高さ380mm

(議案第 97 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 災害時用備蓄物資 (ダンボールベッド)

【ダンボールベッド 仕様】

品名	ダンボールベッド 4,100 台
規格	(1) 本体サイズ 内幅 190cm 高さ 80cm (床上 30 cm) 奥行 80cm (2) 梱包サイズ 縦 約 41cm 横 約 96cm 厚み 約 23cm (3) 材 質 ダンボール (4) 耐荷重 500kg (5) 重 量 約 9 kg (6) 機 能 ア パーテーションが 3 面 (短辺×2、長辺×1) で仕切られていること。 イ 組立に工具・テープ等が不要であること。 ウ 組立が 3 分以内に可能なこと。

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	石黒メディカルシステム株式会社 大阪支店	28,249,000		
(2)	株式会社グラップラー	13,837,500	落札	15,221,250
(3)	株式会社ピーシー販売	23,780,000		

(4)	福永商事株式会社 大阪支店	15,703,000		
(5)	株式会社ミヨシ	14,965,000		
(6)	大和中央製薬株式会社	18,081,000		

経過

令和 8 年 6 月 2 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 6 月 15 日) 令和 8 年 6 月 25 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 6 月 30 日) 令和 8 年 7 月 10 日	入札
令和 8 年 7 月 13 日	開札
令和 8 年 7 月 24 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財 産 の 取 得

取得する財産 災害時用備蓄物資（衛生用品セット及び日用品セット）

【1 衛生用品セット（体拭きシート等） 仕様】

品名	衛生用品セット（体拭きシート等） 7,000 セット
規格	(1) 体拭きシート（30 枚入） 1 パック ア シートサイズ 20cm×30cm イ 用 途 体拭き、おしり拭き、お手拭き ウ 成 分 ノンアルコール、無香料 エ その他 厚生労働省が定める安全性基準に適合した化粧品であり乳児にも使用できること。 (2) 洗髪用ウェット手袋 3 パック（3 回分） ア 形状・サイズ 手袋型 イ 数 量 1 パックあたり 2 枚（1 双）入 ウ 成 分 ノンアルコール エ その他 洗髪時に水を使用しないこと。 (3) 歯みがきシート 1 パック（10 回分） ア 形 状 指サック型 イ 成 分 ノンアルコール、無香料、キシリトール配合 ウ その他 水を使わず使用できるウェットタイプであること。（ドライタイプ不可） (4) コットンボディタオル 3 パック（3 回分） ア シートサイズ 56cm×28cm イ 用 途 体拭き

	ウ その他 個包装されていること。 (5) マウスウォッシュ ア 水が不要なもの。 イ ノンアルコールであること。 ウ 内容量が 80ml であること。
保存期間	・規格(1)～(4)については 5 年 ・規格(5)については 3 年
その他	・規格(1)～(5)の各製品はすべて同一の製品であること。 ・規格(1)～(4)は一つに梱包がされていること。

【2 日用品セット（タオル等） 仕様】

品名	日用品セット（タオル等） 7,000 セット
規格	(1) タオル 3 枚 サイズ 34cm×80cm (2) 洗濯用ロープ 1 本 ア 長さ 5 m イ 材質 ポリエチレン (3) スプーン 3 本 ア 長さ 16cm イ その他 個包装されていること。 (4) 紙コップ 3 個 ア 容 量 205ml (5) ティッシュペーパー（50 枚入り） 2 パック ア サイズ 1 枚あたり 19cm×20cm (6) ビニール袋 3 枚 ア サイズ 20cm×30cm イ 色 透明 (7) 収納ケース 1 箱 ア サイズ 縦 17cm 横 30cm 高さ 13cm

	イ 材 質 ダンボール
その他	・規格(1)～(7)の各製品はすべて同一の製品であること。 ・規格(1)～(6)を(7)収納ケースへ収納した状態で納品すること。

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	株式会社ピーシー販売	33,250,000		
(2)	株式会社ミヨシ	29,610,000	落札	32,571,000

経過

令和 8 年 6 月 2 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 6 月 15 日) 令和 8 年 6 月 25 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 6 月 30 日) 令和 8 年 7 月 10 日	入札
令和 8 年 7 月 13 日	開札
令和 8 年 7 月 27 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 99 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 投票用紙自動交付機

【投票用紙自動交付機 仕様】

機種名	テラック BA-10
投票用紙装填容量	1,000 票 ※継ぎ足しが可能なこと
取扱用紙	B P コート紙
投票用紙交付誤り防止	二重送り防止機能 投票用紙の色判別機能
液晶表示内容	液晶部分に男女別の交付枚数を表示
投票用紙の交付機内取り残し防止	電源切断後、交付機内に残票が無くなるまで排出動作を行うこと
その他	操作盤に性別を類推させる色及び性別の表記がないこと A C 電源が供給されない場合でも、乾電池で機器の使用が可能なこと

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	株式会社ムサシ 大阪支店	34,300,000	落札	37,730,000

経過

令和 8 年 6 月 2 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 6 月 15 日) 令和 8 年 6 月 25 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 6 月 30 日) 令和 8 年 7 月 10 日	入札
令和 8 年 7 月 13 日	開札
令和 8 年 7 月 27 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財 産 の 取 得

取得する財産 塵芥収集車

【塵芥収集車 仕様】

乗車定員	3 人
エンジン	ディーゼル（令和 7 年度燃費基準適合車）
最高出力	110kW（150PS）
トランスミッション	オートマチック
バックモニター	常時撮影（バックギア連動不可）
ドライブレコーダー	常時録画
車両寸法（架装含）	長さ：527cm 幅：186cm 高さ：218cm
荷箱容量	5.2 m ³
最大積載量	2,000 kg
全高制限	後荷箱の最大リフト時の全高は、4,000mm 以下とする。
排出方式	ダンプ排出式とする。（後荷箱が開き、約 45 度～60 度上昇後一旦停止し、排出の一回転で投入口のごみを掻き出した後、後荷箱が上昇し、前荷箱をダンプさせ、前荷箱のごみを排出する。）
後荷箱上昇 [シリンダー]	グリス等の飛散防止を考慮し、内部取付けとする。
積込方式	連続積込及び単独積込方式とし、切替スイッチを設ける。
汚水等の飛散防止	積込時の汚水等の飛散を防止するための措置を講ずる。

安全棒	後荷箱の落下防止用の「安全支え棒」を取り付ける。
消火器	4型（薬剤 1.8kg 入り）収納ボックスを取り付ける。
清掃用具掛け	ほうき・ちり取りの取付け箇所を設ける。
乾電池収集袋枠取付け	幅：650mm 奥行：170mm 高さ：200mm
マフラーパイプ	排気口は、右側とする。 ※シャーシ・メーカーの現状に合わせる。
ハザードランプ及び作業中の表示灯	PTO が ON の時（作動時のみ） 1. ハザードが点滅するようにする。 2. 「作業中」表示灯を取り付け、点灯させる。

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	いすゞ自動車近畿株式会社 守口支店		無効	
(2)	株式会社モリタエコノス 関西支店	19,340,740	落札	21,274,814

経過

令和 8 年 6 月 17 日	制限付一般競争入札の公告
令和 8 年 6 月 26 日) 令和 8 年 7 月 3 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 8 年 7 月 8 日) 令和 8 年 7 月 16 日	入札
令和 8 年 7 月 17 日	開札
令和 8 年 7 月 30 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

指 定 管 理 者 の 指 定

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立市民交流中核施設

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人トイボックス

{	所在地	大阪府大阪市福島区福島七丁目1番10号
		WiZ fukushima 2階 GRANDSLAM
	代表理事	篠田 厚志

2 指定の期間 令和9年3月1日から令和14年3月31日まで
(5年1か月間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人トイボックス」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和8年6月10日実施）

法人等の種類		計
株式会社	特定非営利活動法人	
4	2	6

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和8年6月24日～7月8日）

法人等の種類		計
株式会社	特定非営利活動法人	
0	2	2

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計7人）

ア 経営に関する知識を有する者	1名
イ 学識経験を有する者	1名
ウ 寝屋川市民生委員	1名
エ 寝屋川市社会教育委員	1名
オ 高齢者福祉活動を行う団体を代表する者	1名
カ 寝屋川市福祉部長	1名
キ 寝屋川市教育委員会事務局部長	1名

(2) 開催経過

ア 第1回（令和8年7月10日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査の実施

イ 第2回（令和8年7月30日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の実施

ウ 第3回（令和8年8月6日）

第2次審査の結果確認、指定管理者候補者の選定、選定委員会報告書の

作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立市民交流中核施設の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること。
- e 募集要項で提示した内容を反映した優れた自主事業計画となっていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

1 団体の活動拠点の所在地

(4) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～d・f・g・jの各項目については10点満点（合格最低点4点）、e・kの各項目については20点満点（eのみ合格最低点9点）、h・iの各項目については5点満点（合格最低点2点）で合計120点満点とし、選定委員7人の平均点を申請団体の得点とした。項目1は活動拠点が市内に在る場合には6点を加点することとした。

また、合計点の合格最低点を84点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～k の審査を行い、項目 l については、申請者のうち 1 団体の活動拠点が市内に在ることを確認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人 トイボックス	B
審査項目	a	10	9.0	8.0
	b	10	8.4	8.1
	c	10	9.0	7.7
	d	10	8.4	7.4
	e	20	17.9	16.1
	f	10	8.3	8.1
	g	10	8.7	8.0
	h	5	4.7	4.1
	i	5	4.4	4.6
	j	10	8.1	8.6
	k	20	17.9	16.3
小計		120	104.8	97.0
活動拠点	l	6	—	6
合計			104.8	103.0

2 団体ともに合計得点及び a～j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 高齢者福祉に関する方針について
- c 生涯学習・市民交流に関する方針について
- d 市民交流中核施設の管理運営について

- e 収支について
- f 人的課題について
- g 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(7)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は a・f の各項目については 10 点満点(合格最低点 4 点)、b～e の各項目については 15 点満点(合格最低点 5 点)、g については 20 点満点(合格最低点 5 点)で合計 100 点満点とし、選定委員 7 人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合計点の合格最低点を 70 点とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	特定非営利活動法人 トイボックス	B
審査項目	a	10	8.9	8.6
	b	15	10.7	12.9
	c	15	11.9	10.9
	d	15	12.6	11.1
	e	15	11.6	10.1
	f	10	9.0	8.3
	g	20	16.7	15.7
合計			81.4	77.6

(4) 選定結果

申請者の得点はいずれも合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人トイボックスを指定管理者の候補者として選定した。

令和 7 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

1 理由

令和 7 年度寝屋川市水道事業未処分利益剰余金 3,554,444,638 円のうち、建設改良積立金の取崩しにより生じた 400,000,000 円を資本金に組み入れる。

2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,843,269,449	17,054,749	3,554,444,638
議会の議決による処分額	400,000,000	0	△400,000,000
資本金への組入	400,000,000	0	△400,000,000
処分後残高	7,243,269,449	17,054,749	(繰越利益剰余金) 3,154,444,638

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

